平成２９年（フ）第２７８号
相模原市南区南台４丁目12番51―809号
債務者　上遠野　一
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２７９号
相模原市南区南台４丁目12番51―809号
債務者　上遠野智子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７９号
愛知県一宮市森本１丁目７番７号　パークヒルズ森本203号
債務者　林　　英治
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０６号
愛知県稲沢市祖父江町野田堤並1100番地、住民票上の住所愛知県稲沢市平和町下前浪51番地
債務者　竹田　智子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４７号
愛知県岩倉市八剱町井上前3490番地11
債務者　後藤　麻理
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５３号
愛知県一宮市木曽川町門間字東島海32番地１ラフィネ門間101号
債務者　松尾　純江
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６４号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅19棟304号
債務者　**𣘺**　幸江
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６３７号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番10―304号
債務者　宮田　　繁
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０９号
大阪府東大阪市昭和町５番２号　ＶＩＬＬＡ　ＧＲＡＣＥ　301
債務者　森　　豊樹
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９０号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―620号
債務者　吉本　　辰
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９１号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―620号
債務者　吉本　久子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２０号
大阪市旭区赤川３丁目７番14号
債務者　桝田麻奈美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５５０号
大阪市城東区野江２丁目７番16号
債務者　竹谷　則泰
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６０号
大阪府東大阪市寿町３丁目９番30号　アンプルールフェール寿　106号
債務者　高島小汐こと　高　　小汐
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５９号
大阪市都島区内代町１丁目14番19号　ロードピア　411号
債務者　山脇　和幸
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４２号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番20―107号
債務者　片岡　靖朗
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２４号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号　第２東大阪村橋マンション　304
債務者　濱西こと浜西こと　濵西　育美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部